

# 岡崎市社会資本整備総合交付金評価委員会書面会議実施要領

制定 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市社会資本整備総合交付金評価委員会要綱（令和3年4月1日制定）第4条第2項の規定に基づき、岡崎市社会資本整備総合交付金評価委員会（以下「委員会」という。）の書面による会議（以下「書面会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(書面会議の運営)

第2条 委員長は、書面会議の実施に当たり、返信期日を定めて、議事資料、書面表決書等を全委員へ送付するものとする。

2 書面会議の議案は、その内容が書面により明確に理解できるものに限るものとする。

3 委員は、返信期日までに書面表決書を返信することをもって会議に出席したものとする。

4 書面表決は、議案毎に賛成又は反対及びその理由等を明らかにするように実施するものとする。

(結果の報告)

第3条 委員長は、会議終了後、各委員の表決内容及び意見を記録した会議録を調製し、全委員に報告しなければならない。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、書面会議に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。